平成２４年（フ）第２１４０号
神奈川県大和市上和田１番地146
債務者　加藤　利文
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１４１号
神奈川県大和市上和田１番地146
債務者　加藤みどり（旧姓硲）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２４号
横浜市南区白妙町３丁目36番地　ガーデンプラザ横浜南907号
債務者　八谷　靖政
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４号
長野県南佐久郡小海町大字千代里1290番地
債務者　井出　深雪
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５２号
愛媛県大洲市豊茂乙1411番地の３
債務者　神野　順一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第２２４３号
横浜市瀬谷区北新22番地６　スカイハイツＢ101
債務者　但木　憲一
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９９号
横浜市青葉区田奈町15番地１　302
債務者　平井佐登司
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３９号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目27番１号あさひ荘105
債務者　林田　京子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１７５号
東京都町田市中町４丁目９番21号ハイツＮＯＮ103
債務者　中村　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７号
熊本県山鹿市石1345番地３
債務者　村上　照夫
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１３３２３号
千葉県千葉市稲毛区園生町450　園生県営住宅２棟107
債務者　別宮　正人
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３２４号
千葉県千葉市稲毛区園生町450　園生県営住宅２棟107
債務者　別宮美智子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３２５号
千葉県千葉市稲毛区園生町450　園生県営住宅２棟107
債務者　別宮　　俊
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３２６号
千葉県千葉市稲毛区園生町450　園生県営住宅２棟107
債務者　別宮　祥二
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３５４号
東京都渋谷区恵比寿１―22―13―303、住民票上の住所東京都大田区南馬込６丁目33―６―202
債務者　小玉堅太郎
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部